平成２２年（フ）第１５１号
福島県いわき市好間町北好間字作田21番地の10
債務者　三浦　敏道
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１７５号
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字下千里720番地の１
債務者　堀本佳代美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１８４号
福島県いわき市平六町目３番地の２、前住所茨城県高萩市大字島名2177番地の６　和田アパート２号室
債務者　坂本　美枝
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１８７号
福島県いわき市内郷御台境町前田16番地　市営住宅19
債務者　草野　　正
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１９８０号
神奈川県大和市深見西４丁目１番24号
債務者　原田　恵一
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９９３号
横浜市港北区師岡町346番地５
債務者　金子　順子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１５４号
神奈川県綾瀬市寺尾本町２丁目５番409号
債務者　黒岩ハル子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１８９号
横浜市港北区下田町２丁目16番40号　グリーンヒル日吉205
債務者　阿部　浩美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２３０号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘２丁目22番６号コーポ横溝201号
債務者　大西　真美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２４０号
横浜市中区西之谷町107番地　ベイベル山手202号室
債務者　堀　　佳子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２６３号
神奈川県大和市南林間６丁目７番10号　エスポワール南林間302号
債務者　上好志津代（旧姓岡本・森下）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２８３号
横浜市青葉区奈良１丁目23番地21　コンフォートリヴＢ―103
債務者　瓜野　久次
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２９３号
横浜市港南区上永谷４丁目14番38号
債務者　鈴木江理子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２９８号
横浜市都筑区荏田東４丁目40番５号
債務者　大矢　　聡
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３４９号
横浜市南区永楽町２丁目26番地２　あゆはなビル２―Ｂ
債務者　鈴木由利恵
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３６１号
横浜市鶴見区矢向２丁目６番25号　コーポＮ―201
債務者　高橋奈々美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部